

目 次

令和元年9月定例会

NO	議案番号	件 名
1	議案第42号	箱根町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
2	議案第43号	箱根町立宮城野保育園条例及び箱根町幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について
3	議案第44号	箱根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
4	議案第45号	箱根町水道法施行条例の一部を改正する条例の制定について
5	議案第46号	箱根町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
6	議案第47号	箱根町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
7	議案第48号	箱根町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例の制定について
8	議案第49号	箱根町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例の制定について
9	議案第50号	令和元年度箱根町一般会計補正予算(第2号)
10	議案第51号	令和元年度箱根町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
11	議案第52号	令和元年度箱根町介護保険特別会計補正予算(第1号)
12	議案第53号	平成30年度箱根町一般会計歳入歳出決算の認定について
13	議案第54号	平成30年度箱根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
14	議案第55号	平成30年度箱根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
15	議案第56号	平成30年度箱根町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

NO	議案番号	件名
16	議案第57号	平成30年度箱根町温泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
17	議案第58号	平成30年度箱根町宮城野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
18	議案第59号	平成30年度箱根町仙石原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
19	議案第60号	平成30年度箱根町蛸川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
20	議案第61号	平成30年度箱根町温泉特別会計歳入歳出決算の認定について
21	議案第62号	平成30年度箱根町育英奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
22	議案第63号	平成30年度箱根町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
23	議案第64号	平成30年度箱根町公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
24	議案第65号	工事請負契約の締結について
25	議案第66号	工事請負契約の締結について
26	議案第67号	教育委員会委員の任命について
27	議案第68号	人権擁護委員候補者の推薦について

議案第 42 号

箱根町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年 8 月 28 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 152 号）が平成 31 年 4 月 17 日に公布され、令和元年 11 月 5 日から施行されることに伴い、印鑑登録原票に登録する事項に旧氏を加えるため、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町印鑑条例の一部を改正する条例

箱根町印鑑条例（昭和 58 年箱根町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「の住民基本台帳」を「が備える住民基本台帳」に改める。

第 4 条第 1 項第 1 号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号。以下「令」という。）第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 26 第 1 項」を「令第 30 条の 16 第 1 項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第 2 号中「氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第 6 条第 1 項第 3 号を次のように改める。

- (3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては氏名及び当該通称）

第 6 条第 1 項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とし、同条第 2 項中「（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）」を削る。

第 11 条第 1 項中「第 6 条第 3 号及び第 6 号」を「第 6 条第 1 項第 3 号及び第 5 号」に改め、同条第 2 項中「第 6 条各号」を「第 6 条第 1 項各号」に改める。

第 14 条第 1 項第 4 号中「氏若しくは名」を「氏（氏に変更があった者にあっては、住民票に記録されている旧氏を含む。）若しくは名」に改める。

第 18 条第 1 項中「第 6 条第 3 号から第 7 号」を「第 6 条第 1 項第 3 号から第 6 号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 11 月 5 日から施行する。

議案第 43 号

箱根町立宮城野保育園条例及び箱根町幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町立宮城野保育園条例及び箱根町幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年 8 月 28 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の一部改正により、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町立宮城野保育園条例及び箱根町幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例

(箱根町立宮城野保育園条例の一部改正)

第1条 箱根町立宮城野保育園条例(昭和32年箱根町条例第29号)の一部を次のように改正する。

本則中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

(箱根町幼保連携型認定こども園条例の一部改正)

第2条 箱根町幼保連携型認定こども園条例(平成26年箱根町条例第21号)の一部を次のように改正する。

本則中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

附則第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第 44 号

箱根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年 8 月 28 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）の一部改正により、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

箱根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年箱根町条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

箱根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例

目次を次のように改める。

目次

第 1 章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

第 1 節 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 節 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第 1 款 利用定員に関する基準（第 4 条）

第 2 款 運営に関する基準（第 5 条—第 34 条）

第 3 款 特例施設型給付費に関する基準（第 35 条・第 36 条）

第 3 節 特定地域型保育事業の運営に関する基準

第 1 款 利用定員に関する基準（第 37 条）

第 2 款 運営に関する基準（第 38 条—第 50 条）

第 3 款 特例地域型保育給付費に関する基準（第 51 条・第 52 条）

第 2 章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（第 53 条—第 61 条）

附則

第 1 章の章名を次のように改める。

第 1 章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

第 1 条の前に次の節名を付する。

第 1 節 総則

第 2 条第 9 号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第 10 号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 11 号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第 24 号を

第 29 号とし、第 18 号から第 23 号までを 5 号ずつ繰り下げる。

第 2 条第 17 号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第 22 号とし、同条中第 16 号を第 21 号とし、第 15 号を第 20 号とし、第 14 号を第 19 号とする。

第 2 条第 13 号中「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、同号を同条第 18 号とし、同条中第 12 号を第 17 号とし、第 11 号の次に次の 5 号を加える。

- (12) 満 3 歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号。以下「令」という。）第 4 条第 1 項に規定する満 3 歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。
- (13) 特定満 3 歳以上保育認定子ども 令第 4 条第 1 項第 2 号に規定する特定満 3 歳以上保育認定子どもをいう。
- (14) 満 3 歳未満保育認定子ども 令第 4 条第 2 項に規定する満 3 歳未満保育認定子どもをいう。
- (15) 市町村民税所得割合算額 令第 4 条第 2 項第 2 号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- (16) 負担額算定基準子ども 令第 13 条第 2 項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第 3 条中「適切な内容」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容」に改める。

第 2 章の章名及び同章第 1 節の節名を削り、第 3 条の次に次の節名及び款名を付する。

第 2 節 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第 1 款 利用定員に関する基準

第 4 条第 1 項中「この章」を「この節」に改める。

第 2 章第 2 節の節名を削り、第 4 条の次に次の款名を付する。

第 2 款 運営に関する基準

第 5 条第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第 13 条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第 6 条第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同

条第 3 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に改め、同条第 4 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 5 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 7 条第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「第 73 条第 1 項」を「附則第 73 条第 1 項」に改める。

第 8 条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「に規定する通知」を「の規定による通知」に、「支給認定の有無、支給認定子ども」を「教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第 9 条の見出し及び同条第 1 項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第 2 項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第 10 条及び第 11 条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 13 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第 27 条第 3 項第 2 号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法廷代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

第 13 条第 3 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 4 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第 3 号を次のように改める。

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満 3 歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者

と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ
(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する
教育・保育給付認定子ども 77,101 円

(イ) 法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する
教育・保育給付認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。
イ(イ)において同じ。） 57,700 円（令第 4 条第 2 項第 6 号に規定す
る特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101 円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満 3 歳以上教育・保育給付認定子どものう
ち、負担額算定基準子ども又は小学校第 3 学年修了前子ども（小学校、
義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第 1 学年から第 3
学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯
に 3 人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するもの
に対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する
教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第 3 学
年修了前子ども（そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除
く。）である者

(イ) 法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する
教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長
者及び 2 番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満 3 歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第 13 条第 5 項及び第 6 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護
者」に改める。

第 14 条第 1 項中「法第 27 条第 1 項に規定する施設型給付費をいい、法第 28
条第 1 項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第 19 条におい
て」を「法第 27 条第 1 項の施設型給付費をいう。以下」に、「支給認定保護者」
を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 2 項中「支給認定保護者」を
「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 16 条第 2 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め
る。

第 17 条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支

給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 18 条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 19 条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 20 条第 5 号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第 13 条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第 21 条及び第 24 条（見出しを含む。）から第 26 条までの規定中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 27 条第 1 項及び第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 3 項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 28 条第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 30 条第 1 項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「当該支給認定子ども」を「当該教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第 3 項及び第 4 項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第 32 条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 34 条第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第 2 号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育の提供」に改め、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 2 章第 3 節の節名を削り、第 34 条の次に次の款名を付する。

第 3 款 特例施設型給付費に関する基準

第 35 条第 1 項及び第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 3 項中「を含むものとして、本章」を「を、施設型給付費

には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「とする」を「と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする」に改める。

第36条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含むものとして、本章」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「同項第1号」を「同項第1号又は第2号」に、「第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」を「第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」に改める。

第3章の章名及び同章第1節の節名を削り、第36条の次に次の節名及び款名を付する。

第3節 特定地域型保育事業の運営に関する基準

第1款 利用定員に関する基準

第37条第1項を次のように改める。

特定地域型保育事業（事業所内保育所を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。）にあつては6人以上19人以下と

し、小規模保育事業C型(同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第5項において同じ。)にあっては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。

第3章第2節の節名を削り、第37条の次に次の款名を付する。

第2款 運営に関する基準

第38条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に、「支給認定こどもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第3号中「支給認定子ども(事業所内保育事業を利用する支給認定子ども)」を「満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子ども)」に、「支給認定子どもに係る支給認定保護者」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第43条第1項及び第2項を次のように改める。

特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

第43条第3項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給

付認定保護者」に改める。

第 46 条第 5 号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第 43 条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第 47 条第 1 項及び第 2 項中「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改める。

第 49 条第 2 項中「支給認定こども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改め、同項第 2 号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育の提供」に改め、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 50 条を次のように改める。

(準用)

第 50 条 第 8 条から第 14 条まで(第 10 条及び第 13 条を除く。)、第 17 条から第 19 条まで及び第 23 条から第 33 条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第 11 条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満 3 歳未満保育認定子どもに限り、特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この款において同じ。）」について」と、第 12 条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第 14 条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第 1 項中「特定教育・保育に係る施設型給付費(法第 27 条第 1 項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第 29 条第 1 項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第 19 条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第 2 項中「特定教育・保育を提供したことを証する書類」とあるのは「特定地域型保育を提供したことを証する書類」と、第 19 条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

第 3 章第 3 節の節名を削り、第 50 条の次に次の款名を付する。

第 3 款 特例地域型保育給付費に関する基準

第 51 条第 1 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 2 項中「支給認定子ども及び」を「教育・保育給付認定子ども及び」に、「同項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもを含む」を「教育・保育給

付認定子どもを含む」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この節（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」とあるのは「同号又は同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

本則に次の1章を加える。

第2章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

（趣旨）

第53条 法第58条の4第2項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等（法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。）の運営に関する基準は、この章の定めるところによる。

（教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録）

第54条 特定子ども・子育て支援提供者（法第30条の11第3項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。）は、特定子ども・子育て支援（同条第1項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（利用料及び特定費用の額の受領）

第55条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者（法第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。以下同じ。）から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価（子ども・子育て

て支援法施行規則第 28 条の 16 に規定する費用（以下「特定費用」という。）に係るものを除く。以下「利用料」という。）の額の支払を受けるものとする。

- 2 特定子ども・子育て支援提供者は、前項の規定により支払を受ける額のほか、特定費用の額の支払を施設等利用給付認定保護者から受けることができる。この場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の用途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。

（領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付）

第 56 条 特定子ども・子育て支援提供者は、前条の規定による費用の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし、前条第 2 項に規定する費用の支払のみを受ける場合は、この限りでない。

- 2 前項の場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。

（法定代理受領の場合の読替え）

第 57 条 特定子ども・子育て支援提供者が法第 30 条の 11 第 3 項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける場合における前 2 条の規定の適用については、第 55 条第 1 項中「額」とあるのは「額から法第 30 条の 11 第 3 項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第 1 項中「利用料の額」とあるのは「利用料の額から法第 30 条の 11 第 3 項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第 2 項中「前項の場合において、」とあるのは「法第 30 条の 11 第 3 項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける」と、「当該支払をした」とあるのは「当該市町村及び当該」と、「交付し」とあるのは「交付し、及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用費の額を通知し」とする。

(施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知)

第 58 条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子ども（法第 30 条の 8 第 1 項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。以下同じ。）に係る施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る市町村に通知しなければならない。

(施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第 59 条 特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(秘密保持等)

第 60 条 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(記録の整備)

第 61 条 特定子ども・子育て支援提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、第 54 条の規定による特定子ども・子育て支援の提供の記録及び第 58 条の規定による市町村への通知に係る記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

附則第 2 項を次のように改める。

(特定保育所に関する特例)

2 特定保育所(法附則第 6 条第 1 項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。)が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第 13

条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者（満 3 歳未満保育認定子ども）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満 3 歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第 6 条第 1 項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第 19 条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。））」と、同条第 2 項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。））」と、同条第 3 項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市町村の同意を得て、」と、第 19 条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第 6 条第 1 項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」と、「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」とし、第 6 条及び第 7 条の規定は適用しない。

附則中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とし、第 6 項と第 5 項とし、第 7 項を第 6 項とする。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

議案第 45 号

箱根町水道法施行条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町水道法施行条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年 8 月 28 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年文部科学省令第 45 号）の施行による水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）第 9 条第 3 号の一部改正に伴い、布設工事監督者の資格要件を改めるため、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町水道法施行条例の一部を改正する条例

箱根町水道法施行条例（平成 24 年箱根町条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 8 号中「又は水道環境」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 平成 31 年 4 月 1 日前に行われた技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 4 条第 1 項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の箱根町水道法施行条例第 3 条第 8 号の適用については、同項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

議案第 46 号

箱根町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

箱根町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年 8 月 28 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第 37 号)による地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)の一部改正に伴い、成年被後見人等に係る欠格条項に係る措置の適正化等を図るため、現行条例の一部を改正する必要があるため、本条例案を提出するものである。

箱根町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例

箱根町消防団の設置等に関する条例（昭和41年箱根町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号を削り、同条第2号中「禁固」を「禁錮」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「第6条」を「第7条」に、「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第6条第2項第1号中「前条第3号」を「前条第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

議案第 47 号

箱根町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年 8 月 28 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和元年政令第 12 号）が、令和元年 5 月 24 日に公布され、同年 10 月 1 日から施行されることから、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町手数料条例の一部を改正する条例

箱根町手数料条例（平成 12 年箱根町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 の表 3 の項 (5) ウ中「158 万円」を「159 万円」に改め、同項 (5) エ中「194 万円」を「195 万円」に改め、同項 (5) オ中「226 万円」を「227 万円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

議案第 48 号

箱根町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年 8 月 28 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

国の施策である幼児教育・保育無償化に伴い、箱根町立幼稚園の保育料が無料となり、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例

箱根町立幼稚園保育料条例（昭和 33 年箱根町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「次条第 1 項」を「次条」に改め、「の徴収」を削る。

第 2 条第 1 項を削り、同条第 2 項中「前項の保育料の額は」を「幼稚園に在籍している者の保育料は」に改め、同項各号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項を同条とする。

第 3 条から第 5 条までを削る。

第 6 条中「前各条」を「前 2 条」に、「必要なる」を「必要な」に改め、同条を第 3 条とする。

附則第 2 項中「第 2 条第 2 項第 1 号」を「第 2 条第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

議案第 49 号

箱根町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年 8 月 28 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

国の施策である幼児教育・保育無償化に伴い、箱根地域の子育てをより一層支援するため箱根幼稚園の預かり保育料を無料とすることについて、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例

箱根町立幼稚園預かり保育条例（平成 15 年箱根町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

（保育料）

第 4 条 預かり保育は、前条の対象者について、保育料を無料とする。

第 5 条及び第 6 条を削り、第 7 条を第 5 条とする。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

議案第50号

令和元年度箱根町一般会計補正予算（第2号）

令和元年度箱根町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ347,611千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,894,691千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年8月28日提出

箱根町長 山口昇士

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
45 国庫支出金		404,215	54	404,269
	05 国庫負担金	211,995	54	212,049
50 県支出金		414,106	41,236	455,342
	05 県負担金	142,275	27	142,302
	10 県補助金	208,477	41,209	249,686
65 繰入金		246,076	12,528	258,604
	05 基金繰入金	240,320	12,528	252,848
70 繰越金		130,000	293,793	423,793
	05 繰越金	130,000	293,793	423,793
歳 入 合 計		10,547,080	347,611	10,894,691

(歳出)

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		2,373,797	295,190	2,668,987
	05 総務管理費	2,117,718	295,190	2,412,908
15 民生費		1,653,193	46,675	1,699,868
	05 社会福祉費	1,047,153	44,944	1,092,097
	10 児童福祉費	605,413	1,731	607,144
30 観光費		562,729	1,950	564,679
	05 観光費	562,729	1,950	564,679
35 土木費		539,963	2,460	542,423
	05 土木管理費	68,449	440	68,889
	10 道路橋りょう費	245,533	2,020	247,553
45 教育費		1,616,196	1,336	1,617,532
	20 幼稚園費	27,011	1,336	28,347
歳出	合計	10,547,080	347,611	10,894,691

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
45 国庫支出金	404,215	54	404,269
50 県支出金	414,106	41,236	455,342
65 繰入金	246,076	12,528	258,604
70 繰越金	130,000	293,793	423,793
歳入合計	10,547,080	347,611	10,894,691

(歳出)

(単位 : 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 総務費	2,373,797	295,190	2,668,987	0	0	0	295,190
15 民生費	1,653,193	46,675	1,699,868	41,151	0	0	5,524
30 観光費	562,729	1,950	564,679	0	0	0	1,950
35 土木費	539,963	2,460	542,423	0	0	0	2,460
45 教育費	1,616,196	1,336	1,617,532	139	0	0	1,197
歳出合計	10,547,080	347,611	10,894,691	41,290	0	0	306,321

2 歳入

(款) 45 国庫支出金

(項) 05 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
45 教育費国庫負担金	0	54	54
計	211,995	54	212,049

(款) 50 県支出金

(項) 05 県負担金

25 教育費県負担金	0	27	27
計	142,275	27	142,302

(款) 50 県支出金

(項) 10 県補助金

09 民生費県補助金	30,072	41,151	71,223
27 教育費県補助金	1,131	58	1,189
計	208,477	41,209	249,686

(款) 65 繰入金

(項) 05 基金繰入金

05 財政調整基金繰入金	230,207	12,528	242,735
計	240,320	12,528	252,848

(款) 70 繰越金

(項) 05 繰越金

05 繰越金	130,000	293,793	423,793
計	130,000	293,793	423,793

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
10 幼稚園費国庫負担金	54	05 子どものための教育・保育給付費国庫負担金	54

05 幼稚園費県負担金	27	05 子どものための教育・保育給付費県負担金	27

05 社会福祉費県補助金	41,151	68 介護施設等整備費県補助金	41,151
30 幼稚園費県補助金	58	05 子どものための教育・保育給付費県補助金	58

05 財政調整基金繰入金	12,528	05 財政調整基金繰入金追加	12,528

05 前年度繰越金	293,793	05 前年度繰越金追加	293,793

3 歳出

(款) 10 総務費

(項) 05 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
45 防災対策費	521,141	1,397	522,538	0	0	0	1,397
75 財政調整基金費	113,000	293,793	406,793	0	0	0	293,793
計	2,117,718	295,190	2,412,908	0	0	0	295,190

(款) 15 民生費

(項) 05 社会福祉費

30 老人福祉費	245,690	44,944	290,634	41,151	0	0	3,793
計	1,047,153	44,944	1,092,097	41,151	0	0	3,793

(款) 15 民生費

(項) 10 児童福祉費

05 児童福祉総務費	119,070	1,731	120,801	0	0	0	1,731
計	605,413	1,731	607,144	0	0	0	1,731

(款) 30 観光費

(項) 05 観光費

35 商工振興費	50,204	1,950	52,154	0	0	0	1,950
計	562,729	1,950	564,679	0	0	0	1,950

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
13	委託料	1,397	05-08-01 大涌谷火山対策事業追加…………… 1,397 13-01 委託料追加 1,397
25	積立金	293,793	01-05-01 経常経費追加…………… 293,793 (積立金) 25-51 財政調整基金積立金追加 293,793

15	工事請負費	3,608	05-16-01 介護保険特別会計繰出金追加…………… 185
19	負担金補助 及び交付金	41,151	28-01 繰出金追加 185
28	繰出金	185	05-38-01 元箱根老人憩いの家解体事業…………… 3,608 15-01 工事請負費 3,608
			05-39-01 介護施設等整備事業…………… 41,151 19-51 補助金 41,151

19	負担金補助 及び交付金	1,731	01-05-01 経常経費追加…………… 726 (負担金補助及び交付金) 19-02 施設等給付費負担金 726
			05-21-01 管外及び認可外保育施設等利用費補助事業…………… 1,005 19-51 補助金 1,005

11	需用費	40	05-16-01 携帯型外国語翻訳機導入促進補助事業…………… 1,950
19	負担金補助 及び交付金	1,910	11-01 消耗品費 40 19-51 補助金 1,910

(款) 35 土木費

(項) 05 土木管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
05 土木総務費	68,449	440	68,889	0	0	0	440
計	68,449	440	68,889	0	0	0	440

(款) 35 土木費

(項) 10 道路橋りょう費

10 道路維持費	183,970	2,020	185,990	0	0	0	2,020
計	245,533	2,020	247,553	0	0	0	2,020

(款) 45 教育費

(項) 20 幼稚園費

05 幼稚園管理費	27,011	1,336	28,347	139	0	0	1,197
計	27,011	1,336	28,347	139	0	0	1,197

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
12 役務費	440	01-05-01 経常経費追加…………… (役務費)	440
		12-53 不動産鑑定手数料追加	440

17 公有財産購入費	1,220	05-06-04 町道宮179号線道路整備事業追加…………… 17-01 公有財産購入費	2,020 1,220
22 補償補填及び賠償金	800	22-01 補償補填及び賠償金	800

19 負担金補助及び交付金	1,336	01-05-01 経常経費追加…………… (負担金補助及び交付金)	1,336
		19-09 施設型給付費負担金	172
		19-11 施設等利用給付費負担金	1,164

議案第51号

令和元年度箱根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和元年度箱根町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,753千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ353,253千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年8月28日提出

箱根町長 山口昇士

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰越金		72	9,753	9,825
	05 繰越金	72	9,753	9,825
歳入	合計	343,500	9,753	353,253

(歳出)

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 後期高齢者医療広 域連合納付金		340,172	9,753	349,925
	05 後期高齢者医療広 域連合納付金	340,172	9,753	349,925
歳 出	合 計	343,500	9,753	353,253

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
20 繰越金	72	9,753	9,825
歳入合計	343,500	9,753	353,253

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 後期高齢者医療広域連合納付金	340,172	9,753	349,925	0	0	0	9,753
歳出合計	343,500	9,753	353,253	0	0	0	9,753

2 歳入

(款) 20 繰越金

(項) 05 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
05 繰越金	72	9,753	9,825
計	72	9,753	9,825

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
05 前年度繰越金	9,753	05 前年度繰越金追加	9,753

3 歳出

(款) 10 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 05 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
05 後期高齢者 医療広域連 合納付金	340,172	9,753	349,925	0	0	0	9,753
計	340,172	9,753	349,925	0	0	0	9,753

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
19 負担金補助 及び交付金	9,753	01-05-01 後期高齢者医療広域連合納付金追加…………… 9,753 (負担金補助及び交付金) 19-06 前年度精算分保険料等負担金 9,753

議案第52号

令和元年度箱根町介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和元年度箱根町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31,954千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,401,954千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年8月28日提出

箱根町長 山口昇士

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		275,313	181	275,494
	10 国庫補助金	63,853	181	64,034
45 繰入金		227,000	185	227,185
	05 他会計繰入金	227,000	185	227,185
50 繰越金		9,072	31,588	40,660
	05 繰越金	9,072	31,588	40,660
歳入合計		1,370,000	31,954	1,401,954

(歳出)

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
05 総務費		51,749	366	52,115
	05 総務管理費	36,361	366	36,727
25 諸支出金		1,005	31,588	32,593
	05 償還金及び還付加算金	1,005	31,588	32,593
歳出	合計	1,370,000	31,954	1,401,954

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	275,313	181	275,494
45 繰入金	227,000	185	227,185
50 繰越金	9,072	31,588	40,660
歳入合計	1,370,000	31,954	1,401,954

(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
05 総務費	51,749	366	52,115	181	0	185	0
25 諸支出金	1,005	31,588	32,593	0	0	0	31,588
歳出合計	1,370,000	31,954	1,401,954	181	0	185	31,588

2 歳入

(款) 15 国庫支出金

(項) 10 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
20 介護保険指定機関等管理システム改修事業 交付金	0	18	18
25 介護保険電算システム国庫補助金	0	163	163
計	63,853	181	64,034

(款) 45 繰入金

(項) 05 他会計繰入金

05 一般会計繰入金	227,000	185	227,185
計	227,000	185	227,185

(款) 50 繰越金

(項) 05 繰越金

05 繰越金	9,072	31,588	40,660
計	9,072	31,588	40,660

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
05 現年度分	18	05 介護保険指定機関等管理システム改修 事業交付金	18
05 現年度分	163	05 介護保険電算システム国庫補助金	163

15 事務費繰入金	185	05 事務費繰入金追加	185
-----------	-----	-------------	-----

05 前年度繰越金	31,588	05 前年度繰越金追加	31,588
-----------	--------	-------------	--------

3 歳出

(款) 05 総務費

(項) 05 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
05 一般管理費	36,361	366	36,727	181	0	185	0
計	36,361	366	36,727	181	0	185	0

(款) 25 諸支出金

(項) 05 償還金及び還付加算金

05 第1号被保険者保険料還付金	1,000	31,588	32,588	0	0	0	31,588
計	1,005	31,588	32,593	0	0	0	31,588

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
19 負担金補助 及び交付金	366	01-05-01 一般管理費追加…………… (負担金補助及び交付金)	366
		19-03 介護保険指定機関管理システム負担金追加	38
		19-05 神奈川県町村情報システム共同事業組合負担金追加	328

23 償還金利子 及び割引料	31,588	01-05-01 第1号被保険者保険料還付金追加…………… (償還金利子及び割引料)	31,588
		23-52 国庫負担金等過年度還付金	11,960
		23-53 社会保険診療報酬支払基金交付金過年度 還付金	18,995
		23-54 県負担金過年度還付金	633

議案第 53 号

平成 30 年度箱根町一般会計歳入歳出決算の認定について

平成 30 年度箱根町一般会計歳入歳出決算は別冊のとおりにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて認定を求める。

令和元年 8 月 28 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

議案第 54 号

平成 30 年度箱根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

平成 30 年度箱根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は別冊のとおりにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて認定を求める。

令和元年 8 月 28 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

議案第 55 号

平成 30 年度箱根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

平成 30 年度箱根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は別冊のとおりにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて認定を求める。

令和元年 8 月 28 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

議案第 56 号

平成 30 年度箱根町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

平成 30 年度箱根町介護保険特別会計歳入歳出決算は別冊のとおりにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて認定を求める。

令和元年 8 月 28 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

議案第 57 号

平成 30 年度箱根町温泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

平成 30 年度箱根町温泉財産区特別会計歳入歳出決算は別冊のとおりにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて認定を求める。

令和元年 8 月 28 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

議案第 58 号

平成 30 年度箱根町宮城野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

平成 30 年度箱根町宮城野財産区特別会計歳入歳出決算は別冊のとおりにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて認定を求める。

令和元年 8 月 28 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

議案第 59 号

平成 30 年度箱根町仙石原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

平成 30 年度箱根町仙石原財産区特別会計歳入歳出決算は別冊のとおりにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて認定を求める。

令和元年 8 月 28 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

議案第 60 号

平成 30 年度箱根町蛸川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

平成 30 年度箱根町蛸川財産区特別会計歳入歳出決算は別冊のとおりにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて認定を求める。

令和元年 8 月 28 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

議案第 61 号

平成 30 年度箱根町温泉特別会計歳入歳出決算の認定について

平成 30 年度箱根町温泉特別会計歳入歳出決算は別冊のとおりにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて認定を求める。

令和元年 8 月 28 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

議案第 62 号

平成 30 年度箱根町育英奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について

平成 30 年度箱根町育英奨学金特別会計歳入歳出決算は別冊のとおりにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて認定を求める。

令和元年 8 月 28 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

議案第 63 号

平成 30 年度箱根町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定に
ついて

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定に基づき、平成 30 年度箱根町水道事業会計決算に伴う剰余金を別紙剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて平成 30 年度箱根町水道事業会計決算は別冊のとおりにつき、同法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見をつけて認定を求める。

令和元年 8 月 28 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

議案第 64 号

平成 30 年度箱根町公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の
認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定に基づき、平成 30 年度箱根町公共下水道事業会計決算に伴う剰余金を別紙剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて平成 30 年度箱根町公共水道事業会計決算は別冊のとおりにつき、同法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見をつけて認定を求める。

令和元年 8 月 28 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

議案第 65 号

工事請負契約の締結について

次のとおり庁舎施設等整備事業 本庁舎空気調和設備整備工事の工事請負契約を締結する。

1 契約の相手方

大成温調・松尾配管所共同企業体
代表者 神奈川県横浜市中区太田町 6-84-2
大成温調株式会社 横浜支店
上席執行役員支店長 里見 則昭

2 契約金額

金 149,270,000 円

令和元年 8 月 28 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

庁舎施設等整備事業 本庁舎空気調和設備整備工事について、令和元年 5 月 15 日に意向確認型指名競争入札をしたところ、落札者がなく不調となり、改めて 8 月 2 日に見積合せを実施したが、落札者がなく不調となった。このため、再度 8 月 6 日に最低価格を提示した者と見積合せを実施し、大成温調・松尾配管所共同企業体が落札したので、本案をもって随意契約にて工事請負契約の締結をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年箱根町条例第 24 号)第 2 条の規定により提出するものである。

議案第 66 号

工事請負契約の締結について

次のとおり総合保健福祉センター整備事業 吊天井等改修工事の工事請負契約を締結する。

1 契約の相手方

神奈川県足柄下郡箱根町宮城野 913 番地

株式会社勝俣組

代表取締役 勝俣 徳彦

2 契約金額

金 81,400,000 円

令和元年 8 月 28 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

総合保健福祉センター整備事業 吊天井等改修工事について、令和元年 7 月 29 日に一般競争入札をしたところ、落札者がなく不調となった。このため、再度 8 月 1 日に最低価格を提示した者と見積合せを実施し、株式会社勝俣組が落札したので、本案をもって随意契約にて工事請負契約の締結をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年箱根町条例第 24 号) 第 2 条の規定により提出するものである。

議案第 67 号

教育委員会委員の任命について

次の者を箱根町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めらる。

令和元年 8 月 28 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

住 所 足柄下郡箱根町小涌谷 439 番地の 2 恵明学園
氏 名 田崎 吾郎
生年月日 昭和 28 年 5 月 13 日

(提案理由)

教育委員会委員 唐澤久雄が令和元年 10 月 16 日にその任期が満了となるため、その後任として上記の者を任命したいので、議会の同意を求めらるものである。

経 歴 書

氏 名 田 崎 吾 郎
生年月日 昭和 28 年 5 月 13 日 (満 66 歳)
本 籍 神奈川県足柄下郡箱根町小涌谷 439 番地 2
現 住 所 神奈川県足柄下郡箱根町小涌谷 439 番地の 2 恵明学園
最終学歴 神奈川県立吉田島農林高等学校

(職 歴)

昭和 47 年 3 月
 〉 国際水産 株式会社
昭和 52 年 3 月

昭和 52 年 5 月
 〉 社会福祉法人箱根恵明学園 児童指導員
昭和 55 年 10 月

昭和 55 年 10 月
 〉 社会福祉法人箱根恵明学園 書記
平成 2 年 4 月

平成 2 年 4 月
 〉 社会福祉法人箱根恵明学園 理事長
 社会福祉法人児童養護施設箱根恵明学園 施設長
 学校法人恵明学園 理事長
現 在

(行政委員歴)

平成 18 年 10 月 18 日
 〉 箱根町自治基本条例策定委員会 委員
平成 21 年 4 月 1 日

平成 22 年 1 月 1 日
 〉 箱根町人権擁護委員 (1 期 3 年・4 期目)
現 在

(主な公職歴)

平成2年5月30日

}

現在

社会福祉法人箱根町社会福祉協議会 理事

平成6年4月1日

}

現在

神奈川県児童福祉協議会 委員

平成14年4月1日

}

現在

神奈川県社会福祉協議会 経営者部会委員

平成16年4月1日

}

現在

全国児童養護施設協議会 協議委員

平成18年4月1日

}

現在

神奈川県児童福祉協議会文化体育協会 会長

議案第 68 号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和元年 8 月 28 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

住 所	箱根町二ノ平 1249 番地
氏 名	勝 俣 仁
生年月日	昭和 29 年 5 月 28 日

（提案理由）

法務大臣が委嘱した人権擁護委員勝俣眞和が令和元年 9 月 30 日付けで退任することに伴い、その後任委員の候補者として上記の者を推薦したいので、議会の意見を求めるものである。

経 歴 書

氏 名 勝俣 仁
生年月日 昭和 29 年 5 月 28 日 (満 65 歳)
本 籍 神奈川県足柄下郡箱根町二ノ平 1249 番地
現 住 所 神奈川県足柄下郡箱根町二ノ平 1249 番地

(学 歴)

昭和 52 年 3 月 横浜国立大学教育学部卒業
昭和 58 年 3 月 横浜国立大学大学院教育学研究科修了

(職 歴)

昭和 52 年 4 月
 〉 小田原市立新玉小学校教諭
昭和 60 年 3 月
昭和 60 年 4 月
 〉 小田原市立富士見小学校教諭
平成 6 年 3 月
平成 6 年 4 月
 〉 神奈川県立教育センター初任研修研究員
平成 9 年 3 月
平成 9 年 4 月
 〉 神奈川県立教育センター研修指導主事
平成 13 年 3 月
平成 13 年 4 月
 〉 神奈川県教育庁高校教育課指導主事
平成 15 年 3 月
平成 15 年 4 月
 〉 神奈川県教育庁高校教育課主幹 (兼) 指導主事
平成 16 年 3 月
平成 16 年 4 月
 〉 神奈川県立総合教育センター総合企画課長
平成 18 年 3 月

平成 18 年 4 月
} 箱根町立湯本小学校教頭
平成 19 年 3 月
平成 19 年 4 月
} 神奈川県教育庁足柄下教育事務所副所長（兼）職員課長
平成 20 年 3 月
平成 20 年 4 月
} 小田原市立町田小学校校長
平成 23 年 3 月
平成 23 年 4 月
} 小田原市立酒匂小学校校長
平成 25 年 3 月
平成 25 年 4 月
} 小田原市立富士見小学校校長
平成 27 年 3 月
平成 27 年 4 月
} 神奈川県教育委員会教育局県西教育事務所非常勤
教育指導員
平成 31 年 3 月
平成 31 年 4 月
} 小田原市立桜井小学校非常勤講師
現 在

（行政委員歴）

平成 27 年 11 月 7 日
} 箱根町国民健康保険事業の運営に関する協議会
現 在 委員 (1 期 2 年・2 期目)

（主な公職歴）

平成 25 年 4 月 1 日
} 小田原市小学校長会会長
平成 26 年 3 月 31 日